

(案)

岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務委託契約書

印紙

- 1 委託業務名 岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務委託
- 2 履行場所 奥州市水沢字龍ヶ馬場5番地1 岩手県立水沢高等学校校地内
- 3 履行期間 契約締結日から令和6年2月22日まで
- 4 委託料金 \_\_\_\_\_ 円  
(うち、取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 \_\_\_\_\_ 円)
- 5 契約保証金 金 \_\_\_\_\_ 円

岩手県(以下「発注者」という。)と \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)とは、岩手県立水沢高等学校危険木伐採処理業務(以下「委託業務」という。)を受注者に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 受注者は、この契約に定めるもののほか、業務委託仕様書に従い誠実に実施するものとする。

第2条 発注者は、受注者に対して、委託業務の実施に関し必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、委託業務の実施に関し必要と認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

第3条 受注者は、委託業務に係る実施計画書(様式1号)を作成し、この契約締結後7日以内に発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

2 発注者は、前項の実施計画書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、不相当と認められたときは、受注者と協議するものとする。

第4条 発注者は、監督員を定めたときは、速やかに書面によりその職及び氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合並びに信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により債権を譲渡した場合、発注者の委託料の支払による弁済の効力は、会計規則(平成4年岩手県規則第21号)第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、書面をもって受注者に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中止させることができる。この場合において、履行期限又は委託料を変更する必要があると認められるときは、発注者及び受注者が協議して定める。

2 発注者は、前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者及び受注者が協議して定める。

第8条 受注者は、天災等その責めに帰すことができない事由により履行期限内に委託業務を完

了することができないときは、発注者に対して速やかに書面によりその理由を付して履行期限の延長を申し出ることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受注者が協議して定める。

第9条 委託業務の実施に関して生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じた場合については、この限りではない。

第10条 受注者は、委託業務が完了した場合は、業務完了報告書（様式2号）を発注者に提出するものとする。

2 発注者は、前項に規定する報告書等を受理したときは、受理した日から起算して10日以内に、完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

第11条 発注者は、第10条第2項の規定による検査により、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

2 受注者は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を発注者に報告するものとする。

3 第10条第2項の規定は、前項の規定により受注者から報告があった場合について準用する。

第12条 受注者は、第10条第2項（第11条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、委託料請求書（様式3号）により発注者に委託料の支払いを請求するものとする。

2 発注者は、前項に規定する請求書を受理したときは、受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に受注者に委託料を支払うものとする。

第13条 発注者は、受注者が実施した委託業務に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第14条 受注者が、その責めに帰すべき理由により履行期限（第8条の規定に基づく変更後の履行期限を含む。以下同じ。）までに委託業務を完了することができない場合において、履行期限経過後相当の期間内に完了する見込があると認めるときは、発注者は受注者から損害金を徴収して履行期限を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者は、自己の責めに帰すべき理由により約定期間内に委託料を支払わない場合は、受注者に対して、遅延日数に応じ、支払遅延委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2条若しくは第11

条第1項の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により履行期限内に委託業務を完了する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 第19条又は第20条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(4) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務等の契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

第17条 第15条又は第16条の規定により、発注者がこの契約を解除したときは、受注者の納付した契約保証金は、発注者に帰属するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第18条 発注者は、委託業務が完了しない間は、第15条又は第16条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めて、その催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため、委託料が当初の委託料の3分の1以下となる時。
- (2) 第7条第1項の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5の期間を超えた時。  
ただし、中止が委託業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されない時。

第21条 発注者は、この契約が委託業務の完了前に解除された場合において、必要と認めるときは、委託業務の既成部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分に相応する委託料を受注者に支払うことができる。

2 受注者は、第15条又は第16条の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、発注者の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

3 受注者は、前項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.5パーセントの割合で計算した遅延利息を発注者に納付するものとする。

第22条 受注者は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

第23条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の委託業務の処理状況について調査し、又は受注者に報告を求めることができる。

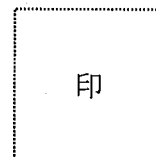
第24条 受注者は、委託業務の実施に当たって知り得た事情を他人に漏らし、若しくは委託業務の成果に関する記録（委託業務の実施過程で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、又は譲渡してはならない。

第25条 この契約について疑義が生じたとき、若しくはこの契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者、受注者協議するものとする。

この契約締結の証として、本書各2通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 岩手県  
岩手県立水沢高等学校  
校長 寒河江 和広



受注者 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

